

柏市障害者交通費助成制度のご案内

～障害者施設に通所しているかたに、交通費の一部を助成します～

1 対象者及び対象施設

対象者（生活保護受給者は対象外です）	
①柏市内に在住し、住民基本台帳に登録のある方。	②柏市の決定により柏市外のグループホームや知的障害者生活ホームに入居されている方。

※他の自治体の決定により柏市内のグループホームや知的障害者生活ホームに入居されている方は対象外となります。

対象施設	
ア 生活介護施設 イ 自立訓練施設 ウ 就労移行支援施設 エ 就労継続支援（A・B型）施設 オ 地域活動支援センター（※）	【注意】 施設から通勤手当等が支給されている場合は対象外となる場合がございます。 （※）高校生までのかたで放課後デイサービスの代わりに利用されている場合等は除きます。

2 対象の通所手段及び助成額

通所手段	助成額														
社有償運送 （電車、バス、タクシー、福祉タクシー） 公共交通機関	◆月毎にかかった費用の2分の1の額で5,000円が上限。	いずれかの安い方の金額で助成額を計算													
		<table border="1"><thead><tr><th>支払い方法</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>定期券、IC運賃、切符購入、回数券等</td><td>⇔ 電車：6か月定期 バス：3か月定期</td></tr></tbody></table>	支払い方法		定期券、IC運賃、切符購入、回数券等	⇔ 電車：6か月定期 バス：3か月定期									
支払い方法															
定期券、IC運賃、切符購入、回数券等	⇔ 電車：6か月定期 バス：3か月定期														
自家用自動車・原動機付自転車 （オートバイ含む）	※自動車燃料費助成を受けている場合を除く。 ※自家用自動車や原動機付自転車は本人又は家族が所有するもの。 ※オートバイ、原動機付自転車は通所者本人が運転する場合のみ。	下表をもとに月毎の通所日数に応じて助成額を計算します。													
		<table border="1"><thead><tr><th>距離</th><th>自動車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td>4キロ未満</td><td>日額 100円 (月 2,000円まで)</td><td>日額 25円 (月 500円まで)</td></tr><tr><td>4キロ以上 6キロ未満</td><td>日額 150円 (月 3,000円まで)</td><td>日額 38円 (月 750円まで)</td></tr><tr><td>6キロ以上 8キロ未満</td><td>日額 200円 (月 4,000円まで)</td><td>日額 50円 (月 1,000円まで)</td></tr><tr><td>8キロ以上</td><td>日額 250円 (月 5,000円まで)</td><td>日額 63円 (月 1,250円まで)</td></tr></tbody></table>	距離	自動車	原付	4キロ未満	日額 100円 (月 2,000円まで)	日額 25円 (月 500円まで)	4キロ以上 6キロ未満	日額 150円 (月 3,000円まで)	日額 38円 (月 750円まで)	6キロ以上 8キロ未満	日額 200円 (月 4,000円まで)	日額 50円 (月 1,000円まで)	8キロ以上
距離	自動車	原付													
4キロ未満	日額 100円 (月 2,000円まで)	日額 25円 (月 500円まで)													
4キロ以上 6キロ未満	日額 150円 (月 3,000円まで)	日額 38円 (月 750円まで)													
6キロ以上 8キロ未満	日額 200円 (月 4,000円まで)	日額 50円 (月 1,000円まで)													
8キロ以上	日額 250円 (月 5,000円まで)	日額 63円 (月 1,250円まで)													
※自宅と通所先施設の間の全ての区間を利用する場合に限ります。															

3 手続きの流れ

※徒歩、自転車、施設の送迎で通所し、費用がかかっていない場合は登録の必要はありません。

登録申請

(Web申請)

※自動車、オートバイ、原動機付自転車で通所される方は、**自動車検査証、標識交付証明書**など所有を証明できる書類の添付が必要です。

◎登録申請方法 ※Web申請

右記二次元コードまたは以下URLから入力してください。

(URL)

※原則Web申請となります。インターネット等の利用が困難な方は、窓口や郵送での対応も可能ですので、その旨ご連絡ください。

登録決定通知

(郵送通知)

障害福祉課から登録申請をした方に登録決定通知書が送付されます。



4 支給申請

- ・登録されている方に対して、6か月ごとに交通費助成申請書を送付します。
- ・助成申請書にある「通所状況証明」に施設から月毎の通所日数（実際に交通費がかかった日数）の証明を受けてください。（※就労継続支援A型の利用者以外の方は、定期券の写しや購入時の領収書の添付がある場合は、「通所状況証明」を省略できます。）

	通所期間	支給申請書送付時期
上期	4～9月分	9月中旬ごろ
下期	10～3月分	3月中旬ごろ

定期券は、購入時にコピーをとっておいてください！

- 添付するもの（電車、バス、タクシー、福祉有償運送で通所の方）
①定期券の写し又は購入時の領収書 ②その他通所経費がわかるもの

5 交通費の支給

申請から1か月程度で、登録の口座へ障害福祉課から交通費が振り込まれます。

交通費の支給

6 登録内容の失権について

転出や死亡、通所終了等に伴い失権する場合は失権届の提出が必要です。

※Web申請

右記二次元コードまたは以下URLから入力してください。

(URL)

※原則Web申請となります。インターネット等の利用が困難な方は、窓口や郵送での対応も可能ですので、その旨ご連絡ください。



【申請・お問い合わせ先】

柏市障害福祉課 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号
電話 04-7167-1136 FAX 04-7167-0294